

世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業補助金
募集要項

令和7年4月
世 田 谷 区

目 次

1	募集の趣旨	2
2	応募資格	2
3	募集内容	2
	(1) 若年女性への居場所事業について	2
	(2) 対象者	2
	(3) 募集团体数(予定)	3
	(4) 開設時期	3
	(5) 実施要件	3
4	補助額・対象経費	5
	(1) 補助交付額	5
	(2) 補助対象経費の特記事項	6
	(3) 補助金の支払について	7
5	令和7年度募集スケジュール(予定)	7
6	応募の手順・方法	7
	(1) 事前相談	7
	(2) 応募書類の提出	8
7	選定方法・評価基準	9
	(1) 選定委員会における審査	9
	(2) 選定方法等	9
	(3) 審査の主な視点	9
	(4) 選定結果の通知・公表	10
	(5) その他	10
8	留意事項	10
9	物件の特記事項	11
	(1) 用途地域について	11
	(2) 耐震について	11
	(3) 消防について	11
10	問い合わせ先	11

1 募集の趣旨

世田谷区（以下「区」という。）では、「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和7年3月策定）」に基づき、**高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性（以下「若年女性」という。）が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うこと**で、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用し、若年女性を対象とする居場所事業補助事業をモデル実施（令和7～8年度予定）します。

この募集は、世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1条及び2条に規定する事業（以下「若年女性への居場所事業」という。）を世田谷区内に新たに開設し、運営を行う事業者を募集するものです。

2 応募資格

今回の募集に応募ができる事業者は、次の（1）から（5）の要件を全て満たす事業者とします。複数の事業者が共同で申し込むことはできません。

- （1）東京都内に事務所又は活動拠点を有する法人又は団体であって、若年女性を対象とする支援事業の実績が継続して1年以上あること。
- （2）若年女性への支援を充実させていくことに関し、相当の知識及び熱意を有する者であること。
- （3）政治若しくは宗教活動を目的としない法人又は団体であること。
- （4）若年女性への居場所事業を約2年以上継続して実施する意思があること（モデル実施期間）。
- （5）その他、実施要綱、世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）及び必要に応じて行う区が指示する事項を遵守すること。

3 募集内容

（1）若年女性への居場所事業について

若年女性への居場所事業とは、シェルターや一時保護所ではなく、カフェのようなゆるやかで柔らかい雰囲気の中、**若年女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごせる居場所**を開設し、運営を行うとともに、**日頃の悩みや女性に特化した悩みを相談できる等の相談対応やフォローアップ等**を実施するものです。

（2）対象者

高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性

(3) 募集团体数

1団体（予定）

(4) 開設時期

令和7年7月～8月中

※ 進捗については、随時、区へ情報提供していただきます。

※ 事業者決定は、**令和7年5月下旬**を予定しております。

(5) 実施要件

補助金の交付の対象となる若年女性への居場所事業は、次の①から⑨に掲げる要件を満たす事業になります。

① 実施内容

ア 通常開室

- ・ 安心できる空間で、個を大事にしてもらいながら、安全に過ごすことができる居場所を運営すること。
- ・ 一人でのんびりと過ごしたり、スタッフや他の利用者とおしゃべりしたり、宿題や勉強ができる等、自由に過ごせる環境であること。
- ・ 日常的な関わり合いの中で、現場スタッフに、日頃の悩みや人間関係、勉強・進路のこと等の気になることをいつでも気軽に話せる環境を整え、相談対応を実施すること。また、利用者の相談内容によって、より専門的な相談が必要とされる場合は、下記イの相談対応へつなげること。

イ 専門的な相談対応

- ・ 自分の身体のことや性に関すること等の女性に特化した悩みに対して、より専門的な相談がしたい場合に、資格を持つ専門職のスタッフに個別に相談できる日（以下、「専門相談日」という。）を設けること。

ウ フォローアップ対応

- ・ 利用者の相談内容に応じて、専門機関等への同行支援等のフォローアップを行うこと。

エ メール、SNS等による対応

- ・ 若者の利用が多いメール、SNS（LINE等）等を活用し、居場所利用に対する問い合わせ対応及び登録利用者のフォローアップを実施すること。

② 実施日時

ア 通常開室

- ・ **週2日以上**、かつ、**1日6時間以上**開室すること。
- ・ 年間の開室日数が**56日以上**であること。

※ 若年女性が利用を希望するときに利用することができるよう開室時間帯には十分配慮すること。

※ 週2日以上が開催ができなかった場合であっても、**年間の開室日数が56日以上**あれば、要件を満たしているとみなす。

イ 専門的な相談対応

- ・ 通常開室日のうち、**月2回以上**は、専門相談日を設けること。

ウ フォローアップ対応

- ・ 利用者の状況に応じて通常開室日以外も含め、随時実施すること。

エ メール、SNS等による対応

- ・ 通常開室日の時間内は、必ず実施すること。

③ 実施場所

区と事前に協議のうえ、賃貸物件やレンタルスペース等の物件を活用し、以下の要件を満たす場所を実施すること。

(ア)若年女性の利便性等事業の実施に適した場所（下北沢駅周辺を想定）

(イ)原則、拠点となる場所を1箇所定めて実施すること。ただし、やむを得ない理由により拠点となる場所では実施できない場合は、他の場所では実施することは可とする。

(ウ)P.12の物件の特記事項を遵守すること。

④ 機能及び設備

ア フリースペース

- ・ おおむね5～10名程度の利用者が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有するフリースペースを確保すること。

イ 相談スペース

- ・ 独立した専用の相談スペースを個別に設けること。ただし、実施場所と同じ建物内に設けること。

ウ 飲み物や軽食を無料で提供すること。

エ 生理用品や生活用品等を無料で提供すること。

オ 無料のWi-Fi（公衆無線LAN）接続環境を整備し、Wi-Fiの利用ができる環境であること。

カ 携帯電話等の各種電子機器の充電ができる環境を整備すること。

⑤ 職員配置

ア 通常開室

- ・ 通常開室日においては、女性支援事業に意欲のある現場スタッフを2名以上配置し、P.4 ①ア及びエの対応をすること。
- ・ 現場スタッフ2名の内1名以上は、「女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者又は有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、助産師、心理士等）」であること。

イ 専門的な相談対応

- ・ 専門相談日においては、現場スタッフ2名以上に加え、P.4 ①イに対応するため、女性に特化した悩み等に対応できる有資格者（助産師、心理士、保健師、看護師等）のスタッフを1名以上配置すること。

ウ フォローアップ対応

- ・ 通常開室日以外の日にはフォローアップ対応ができる職員を配置すること。

エ 利用者に接するスタッフは、全員女性であること。

⑥ 利用方法

- ・ 無料で実施すること。
- ・ 利用は「登録制」とし、身分証明書等で本人確認をしたうえで、登録をすること。

⑦ 会議等への参加

区が必要と認めた会議等に参加するなど、区内の若者支援機関等と積極的に連携し、地域資源の活用や情報の共有を図ること。

⑧ 関係機関等との連携

他の機関で対応することが適切であると考えられる場合は、利用者の状況に応じて、官民の女性相談・支援機関等に紹介する等の適切な対応を行うこと。特に、事業者単独での対応が困難な事例については、関係機関と連携を図りながら、関係者間で共通認識のもと対応に当たること。

⑨ 保険加入

利用者の事故に備えた傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

4 補助額・対象経費

(1) 補助交付額

補助交付額は、下記表の補助基準額と補助対象経費の合計額とを比べて少ない方の額となります（※1,000円未満の端数切捨て）

区分	令和7年度補助基準額 (上限)	補助対象経費
事業運営費 及び 事業開設準備費	1居場所あたり 20,000千円(年額)	人件費(職員報酬、職員諸手当及び法定福利費)、運営費(福利厚生費、交通費、光熱水費、通信費、印刷製本費、消耗品費、研修費、修繕費、保険料、講師謝礼、器具什器費及び手数料)、使用料、賃借料、施設整備費及び初度調弁費(ただし、あらかじめ区と協議し、区の承認を得たもの)、その他区長が必要と認める経費

※ 実際の交付額を保証するものではありません。

※ 令和8年度補助交付額については、令和8年度予算配当を条件に改めて決定いたします。

※ 令和9年度以降については、モデル実施の評価・検証を行いながら、改めて事業内容の検討を行います。

(2) 補助対象経費の特記事項

① 賃貸物件で実施する場合の賃借料

ア 週2～3日実施する場合

対象となる経費(賃借料)は、開室した日にかかる賃借料のみとなります。そのため、開室日数に日額賃料を乗じた額(開室日数×日額賃料)で申請してください。

イ 週4日以上実施する場合

対象となる経費(賃借料)は、選定結果通知日の属する月の翌月から令和8年3月分の賃借料(全額)が対象となります。

② 開設準備に係る経費

- ・ 選定結果通知日以降に支出したものが補助対象経費です。
- ・ 経費の詳細は、事前に区との協議が必要です。

③ 対象外となる経費

- ・ 若年女性への居場所事業と関わりのない経費は対象外です。
- ・ 他の助成金・補助金の交付対象となっている経費は、対象外です。
- ・ 合理性や妥当性が認められないと判断された場合の経費は、対象外となります。
- ・ 補助要綱第3条第2項に規定されているものは対象外です。

(3) 補助金の支払について

補助金は、交付決定後に請求に基づき、交付決定額を一括で支払います（概算払い）。

※なお、実績報告に基づき、補助基準に満たないと判断された経費や、補助金に残金が生じた場合等は返金していただきます。

5 令和7年度募集スケジュール（予定）

募集開始から開設までのスケジュール（予定）は下記のとおりとなります。

日 程	内 容	備考
4月1日（火）	募集開始	要事前連絡
4月25日（金） 午後5時まで	応募〆切	
〃	1次審査（書類審査）	※財務審査あり ※追加で書類の提出を求めることがございます。 ※詳細は、下記7参照
5月中旬（予定）	2次審査 （ヒアリング・審査会）	※別途指定する日時において、ヒアリング等を実施します。 ※詳細は、下記7参照
5月下旬（予定）	事業者決定	※選定結果を通知します。
6月以降（予定）	開設準備、必要書類の提出	
6月下旬（予定）	補助金の支払い	
7月以降（予定）	開設	

6 応募の手順・方法

(1) 事前連絡

応募を予定する際は、必ず事前に子ども・若者支援課事業担当へご連絡ください（来庁される場合は、電話で予約の上、来庁願います）。

(2) 応募書類の提出

以下をご確認いただき、漏れなく応募書類を提出してください。

※別紙「Q&A」を参照のうえ、ご作成ください（随時更新）。

※なお、この申請に必要な費用は、全て申請者の負担となります。

① 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時

② 提出方法

郵送又は持参によりご提出ください。

※ 持参によりご提出される場合は、事前に電話予約の上で来庁願います。

※ 応募書類を修正する場合、修正液や修正テープ等は使用できません。訂正部分を二重線で抹消の上、余白に正しい内容を記載してください。

※ 副本については、表紙を含めてすべての書類の法人が特定できる名称、ロゴマーク等、具体的には、法人名、代表者名、施設名、法人ロゴマーク、印影はすべて消してご提出ください。マジック等で塗りつぶした場合、透けて見えてしまうので、塗りつぶしたものをコピーするなど、完全に見えない状態にしてください。

③ 提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（区役所西棟3階305番窓口）

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

受付時間：平日の午前9時～午後5時まで

電 話： 03-5432-2585（直通）

④ 応募書類

提出いただく書類については、応募書類一覧をご確認ください。

※ 応募書類は、下記区ホームページからもダウンロードできます。

区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/24443.html>

《応募書類一覧》 提出部数：正本1部、副本4部

提出書類			備考
A	補助金交付申請書		第1号様式
B	補助事業執行計画書		第1号様式別紙1
	別添1	定款（規約、会則等）	・法人の場合は定款や規約を提出してください。 ・法人格を有しない場合は会則を提出してください。
	別添2	団体等の構成員名簿	第1号様式別紙1別添2
	別添3	団体の事業概要がわかる書類	・パンフレット等団体の事業概要がわかる書類を提出してください。 ・既存の書類がない場合は新たに作成してください。
	別添4	団体の資格を証明する書類	・法人の場合は登記簿謄本を提出してください。 ※3か月以内のもの

			※コピー可 ・法人格を有しない場合は、団体創立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録を提出してください。
	別添 5	団体の決算資料	直近 3 年分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書)
	別添 6	事業実施場所の概要	第 1 号様式別紙 1 別添 6 ・立面図 ・平面図 ※部屋ごとの面積を記入してください。
	別添 7	建物要件の確認資料	・「建物の建築確認済証、検査済証の写し」又は「台帳証明書（＊）」のいずれか 1 種類 ＊建築調整課及び各総合支所街づくり課で発行（1 通 3 0 0 円） ・旧耐震基準の建物の場合は、耐震基準を満たすことを証明する書類（見込みを含む）
	別添 8	構成員名簿	第 1 号様式別紙 1 別添 8
C	事業計算書及び収支計画書		第 1 号様式別紙 2

※選定委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。ご承知置きください。

7 選定方法・評価基準

（１）選定委員会における審査

応募事業者について、選定委員会にて審査を行います。

（２）選定方法等

書類審査及びヒアリング等にて、事業者を選定します。

① １次審査（書類審査）

提出された書類を審査基準に基づき審査します。

② ２次審査

別途指定する日時において、ヒアリング・審査会を開催し、事業者の選定を行います。

（３）審査の主な視点

① 運営体制

・運営方針、事業の実績、事業の専門性やノウハウの有無、本事業の理解度等

② 実施体制

- ・実施体制の適切性、必要な人員の確保、配置職員の資格や経験等

③ 事業内容

- ・提案内容の充実度、効果性及び実現可能性、安全対策等

④ 事業経費

- ・見積金額の妥当性等

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全ての応募事業者に対し文書で通知します。

(5) その他

選定委員会での審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。また、申請内容を一部修正の上、選定される場合があります。

8 留意事項

応募にあたっては、以下の留意事項をご確認ください。

- ・応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とします。
- ・応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を無効とします。
- ・応募書類等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、受け付けません。
- ・提出された応募書類は原則、返却しません。
- ・提出された応募書類は、選定・審査以外に提出者に無断で使用しません。選定された応募書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとします。
- ・応募書類提出後は、原則、応募書類に記載された内容の変更を認めません。ただし、区が必要と認める場合は、内容の修正や追加書類の提出を求めることがあります。
- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・区が提供する資料は、本件の応募以外の目的で使用することを禁じます。
- ・区は、この案件に応募した者の団体名及び選定理由（審査経過等）等を公表することができます。
- ・選定された事業予定者は、事業実施にあたり、事業内容等について詳細を区と協議するとともに、区の事業に協力してください。
- ・選考結果を待たず耐震工事や物品購入等の準備を開始することは妨げませんが、そのことにより不利益（先行して工事等準備を開始したが、選定されなかった等）が生じても区は責任を負いません。

9 物件の特記事項

(1) 用途地域について

用途地域は必ずご確認ください。

- ・第一種低層住居専用地域では、単独施設としての整備ができず、独立した住居（共同住宅は含まない）の一部（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の延べ床面積が50平方メートル未満かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満（兼用住宅））としてのみ整備可能です。
- ・第一種低層住居専用地域以外では、独立した施設として整備が可能ですが、地域によっては整備面積に制限があります。例えば第二種低層住居専用地域では150平方メートル以内、第一種中高層住居専用地域では500平方メートル以内となります。

(2) 耐震について

昭和56年6月以降の建物（木造住宅含む）については、建築確認済証もしくは検査済証の確認ができること。昭和56年5月31日以前に着工した建物については、下記の耐震基準を満たしていること。

《耐震基準》

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他… Is値おおむね0.7超え

木造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Iw値おおむね1.1超え

※現状の耐震性能が不明な場合は耐震診断が必要となります。また、基準を満たさない場合には開設までに耐震改修を行い、基準を満たす必要があります。

(3) 消防について

応募前に管轄消防署に対し、実施内容や図面などを元に事前協議を行い、必要な届出等の確認をしてください。選定後は必要な届出を行うなど、その指導内容に従ってください。

10 問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（区役所西棟3階305番窓口）

電話：03-5432-2585 FAX：03-5432-3050

受付時間：平日 午前9時～午後5時